

国立大学法人奈良教育大学監事規則

平成27年3月27日
制 定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第10条及び国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年規則第1号)第5条第2項に基づき、国立大学法人奈良教育大学監事(以下「監事」という。)の職務及び権限並びに選考等に関し、必要な事項を定める。

(担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学(以下「法人」という。)に次の各号に定める監事を置く。

- 一 監事(業務担当)
- 二 監事(会計担当)

(選考)

第3条 学長は、監事の選考に当たっては、役員会、教育研究評議会及び経営協議会の意見を聴くことができる。

(推薦)

第4条 学長は、文部科学大臣に法人の監事を推薦する。

- 2 学長は、監事の推薦に当たっては、その際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(任命)

第5条 監事の任命は、文部科学大臣が行う。

(任期)

第6条 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法(法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。以下同じ。)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 監事は、法人の業務を監査する。

- 2 監査は、法人に設置されている全ての部局に対して、実施することができる。
- 3 監査に関して、必要な事項は別に定める。

第8条 監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第9条 監事は、法人が法人法又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようと

するときは、これらの書類を調査しなければならない。

第10条 監事は、業務執行の意思決定に係る文書や業務に関する重要な文書について、随時閲覧し、調査することができる。

第11条 監事は、会計監査人と定期的に意見交換を実施し、会計監査人と連携して、職務を行うこととする。

(学長等への報告義務)

第12条 監事は、法人の役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をす
るおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著
しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文
部科学大臣に報告しなければならない。

(意見の提出等)

第13条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大
臣に意見を提出することができる。

2 学長は、前項の規定により意見を付されたときは、文書によりその取扱いを監事に通知
するものとする。

3 学長は、第1項の意見により、改善すべき事項と判断した場合、業務へ適切に反映する
こととする。

(監事の権限)

第14条 監事は、いつでも、法人の役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業
の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第15条 監事は、学長と定期的に意見交換を行うことができる。

第16条 監事は、内部監査に関する報告書等を閲覧することができる。また、監査室員か
ら各部局の内部監査における状況について、ヒアリングすることができる。

第17条 監事は、監査の実施に際して、法人の役員（監事を除く。）及び職員からのいか
なる制約も受けることはない。

第18条 監事は、役員会を含め、法人及び大学に設置されている会議に出席し、必要に応
じて意見を述べることができる。

(役員及び職員の応答義務等)

第19条 法人の役員（監事を除く。）及び職員は、監事からの調査等については、全て応
答する義務を負う。

2 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、関係職員は、速やかにその旨を口頭又
は文書で監事に報告しなければならない。

3 法人の役員（監事を除く。）及び職員は、次の各号に掲げる文書を監事に回付しなけれ
ばならない。

- 一 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- 二 前号以外の官公庁から発せられた重要な文書

三 その他業務に関する重要な文書

(規則の改正)

第20条 この規則、国立大学法人奈良教育大学監事監査規則(平成16年規則第7号)及び国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準(平成16年規則第8号)の改正に際しては、監事の意見を斟酌することとする。

(庶務)

第21条 監事に関する庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日において、監事である者の任期については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。